

住宅資金貸付規則

(昭和63年3月14日)
名古屋市職員共済組合規則第2号)

最近改正 令和2年3月31日規則第2号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市職員共済組合定款第39条第5号の規定に基づき、名古屋市職員共済組合（以下「組合」という。）の組合員が、自己の居住の用に供するための住宅取得等を目的とする臨時支出への貸付けを、この規則の定めるところにより行なうものとする。

(借受理由)

第2条 この規則により組合員が組合から貸付金を借るる場合においては、組合員に次の各号のいずれかに該当する理由がある場合でなければならない。

- 一 組合員が住宅の建設予定地として土地を取得する場合
- 二 組合員が所有権、借地権又はその他の権利で使用することのできる土地に家屋を新築する場合
- 三 組合員が土地を取得し、及びこれに家屋を新築する場合
- 四 組合員が既に居住している家屋を増築、改築又は修繕（以下「修築」という。）する場合
- 五 組合員が既に居住している家屋又は家屋の土地をそれぞれの所有権者から譲り受ける場合
- 六 組合員が既に居住している家屋及び家屋の土地を所有権者から譲り受ける場合
- 七 組合員が既に建築されている家屋を土地を付け、又は付けないで取得する場合
- 八 組合員が独立行政法人都市再生機構又は地方公共団体の出資する地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）の積立分譲物件を譲り受ける場合

(貸付金の財源)

第3条 貸付金の財源は、組合の退職等年金預託金管理経理からの借入金をも

って充てる。

第2章 貸付け

(貸付けの種類)

第4条 貸付けの種類は、住宅貸付、災害貸付及び災害追加貸付とする。

- 一 住宅貸付は、次号及び第3号以外の貸付けをいう。
- 二 災害貸付は、風水害、地震、火災その他の非常災害で、現に居住している家屋の全部又はその大部分の損壊を受けた場合の貸付けをいう。
- 三 災害追加貸付は、現に貸付けを受けている組合員が、前号の理由により受ける貸付けをいう。

(借受資格)

第5条 組合員で組合員期間1年以上となる者は、貸付金を10万円を単位として借りることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- 一 貸付の申込みをするときにおいて、当該貸付けの申込額に対する毎月の償還予定額及び組合からの既貸付金に対する毎月の償還額（期末手当等（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第2条第1項第6号に規定する期末手当等をいう。以下同じ。）からの償還額を除く。以下この条において同じ。）の合計額と金融機関等からの借入金に対する毎月の償還額の合算額（以下次号において「月例償還額」という。）が、給料（地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で次のイからニまでに掲げる組合員の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる給与をいう。以下同じ。ただし、育児短時間勤務、育児部分休業その他病気休暇等により条例に基づき給料の一部が減額されている者（以下「部分休業等減額者」という。）にあつては、減額後の給料とする。）の100分の30に相当する額を超えるとき
- イ 地方公務員法第3条第3項に掲げる特別職の職員（ハに掲げる者を除く。）である組合員 その支給を受ける給料につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給料

- ロ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条の規定の適用又は準用を受ける職員及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員（これらの職員のうちイ及びハに掲げる者を除く。）である組合員 その支給を受ける給与のうち地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与
- ハ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）第2条第5号に掲げる者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与
- ニ 借受資格を有する者のうちイからハまでに掲げる者の以外の者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与
- 二 貸付の申込みをするときにおいて、月例償還額に十二を乗じて得た額及び期末手当等の支給月における当該期末手当等からの償還額（他の金融機関等に対する期末手当等からの償還額を含む。）に二を乗じて得た額の合計額が、給料（部分休業等減額者にあつては、減額後の給料とする。）に十二を乗じて得た額及び期末手当等の額（この場合、給料（部分休業等減額者にあつては、減額後の給料とする。）に四を乗じて得た額を期末手当等の額とみなす。）の合計額の100分の30に相当する額を超えるとき
- 三 給料の全部の支給が停止されているとき又は懲戒処分により給料の一部の支給が停止されているとき
- 四 給料その他の給与（地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。）の差押え又は保全処分を受けているとき
- 五 貸付事故者に係る貸付けの取扱基準第2項に定める貸付事故者となったとき

（貸付金の限度額）

第6条 貸付金の限度額は、組合員が借り入れの申込みをするときにおける給

料に、別表に掲げる組合員期間の区分に応じ、同表に掲げる月数を乗じて得た額に相当する額とする。ただし、当該金額が1,800万円（災害追加貸付の場合は1,900万円）を超える場合は、1,800万円（災害追加貸付の場合は1,900万円）とする。

2 貸付金の限度額の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（貸付金の限度額の特例）

第7条 前条の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる金額に満たない場合は、当該各号に掲げる金額（災害追加貸付の場合は、当該金額に50万円を加算した金額）を貸付金の限度額とする。

- 一 組合員期間3年未満の組合員 100万円
- 二 組合員期間3年以上7年未満の組合員 400万円
- 三 組合員期間7年以上12年未満の組合員 700万円
- 四 組合員期間12年以上17年未満の組合員 900万円
- 五 組合員期間17年以上の組合員 1,100万円

2 要介護者に配慮した構造を有する住宅（以下「在宅介護対応住宅」という。）にあつては、前条又は前項に規定する額に300万円を加算した金額を貸付金の限度額とする。

（充当金による制限）

第8条 貸付金の額は、支払うべき金額から、その既に支払った金額及び申込みの日以後に支払う額のうち、金融機関等からの借入金を充当する金額を差し引いた金額を超えることができない。

2 申込みの日前に、機構等の分譲物件又は競売に付された不動産を取得するため等緊急やむを得ず支払った金額は、前項に掲げる制限に該当しないものとみなす。

（土地取得の制限）

第9条 住宅の建設予定地としての土地を購入するため貸付けを受けた者は、貸付けの時から5年以内に、その居住の用に供する家屋をその土地に新築しなければならない。ただし、やむを得ない事由により家屋の新築が困難であると理事長が認めたときは、その期限を5年を限度としてのばすことができる。

(再申込の制限)

第10条 貸付金を借りた組合員が次の各号に該当した場合には、再び申込みをすることができない。

一 住宅の建設予定地としての土地を購入するため貸付けを受けた者で前条の期限内に家屋を新築しなかつた場合（当該土地に新築する場合及び理事長が特に認める場合を除く。）

二 第18条第1項第5号から第7号までの規定により即時償還を命じられた者

(追加貸付)

第11条 現に貸付金の償還中のもので、次の各号に掲げる理由による申込みをする場合は、第8条中「支払うべき金額」とあるのは「支払うべき金額に償還中の貸付金の未償還元利金相当額を加算した金額」と読み替えて、貸付けを受けることができる。

一 償還中の貸付金で取得した土地に家屋を新築しようとする場合

二 償還中の貸付金で取得した家屋（修築を含む。）又は当該貸付金で取得した土地にある家屋を建て替え又は修築しようとする場合

三 償還中の貸付金で取得した土地にある家屋又は当該貸付金で取得した家屋の土地を取得しようとする場合

2 前項により新たに貸付金を借りる場合においては、既にその者が借りている未償還元利金の全部を組合に償還するものとし、その償還手続については、新たな貸付金から未償還元利金を差し引くことにより行う。

3 新たな貸付金から未償還元利金を差し引いて10万円未満となるときは、第1項の申し込みをすることができない。

(再貸付)

第12条 現に貸付金の償還中のもので、前条第1項各号のいずれにも該当しない場合に申込みをするときは、同条第2項及び第3項を準用する。

第3章 償還

(貸付利率)

第13条 貸付金の利率は、次の各号に掲げる法第77条第4項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）の区分に応じ、基準利率が改定された日

(理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後3月以内の日で理事長が定める日。以下同じ。)から、当該各号に定める利率とし、償還の開始月から償還終了の月までの期間について、暦による月数に応じて計算する。

一 基準利率が1.0%以下の場合 年1.26% (災害貸付及び災害追加貸付にあつては年0.93%、第7条第2項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額 (以下「在宅介護対応住宅貸付」という。)にあつては年1.00%)

二 基準利率が1.0%を超え1.5%以下の場合 年1.76% (災害貸付及び災害追加貸付にあつては年1.43%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年1.50%)

三 基準利率が1.5%を超え2.0%以下の場合 年2.26% (災害貸付及び災害追加貸付にあつては年1.93%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年2.00%)

四 基準利率が2.0%を超え2.5%以下の場合 年2.76% (災害貸付及び災害追加貸付にあつては年2.43%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年2.50%)

五 基準利率が2.5%を超え3.0%以下の場合 年3.26% (災害貸付及び災害追加貸付にあつては年2.93%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年3.00%)

六 基準利率が3.0%を超え3.5%以下の場合 年3.76% (災害貸付及び災害追加貸付にあつては年3.43%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年3.50%)

七 基準利率が3.5%を超え4.0%以下の場合 年4.26% (災害貸付及び災害追加貸付にあつては年3.93%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年4.00%)

八 基準利率が4.0%を超え4.5%以下の場合 年4.76% (災害貸付及び災害追加貸付にあつては年4.43%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年4.50%)

九 基準利率が4.5%を超え5.0%以下の場合 年5.26% (災害貸付及び災害追加貸付にあつては年4.93%、在宅介護対応住宅貸付にあ

つては年5.00%)

十 基準利率が5.0%を超える場合 基準利率に0.26%を加えた利率
(災害貸付及び災害追加貸付にあつては基準利率に0.07%を減じた利率、在宅介護対応住宅貸付にあつては基準利率)

2 貸付金の利息に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(償還の方法)

第14条 貸付金の償還は、次の各号により償還しなければならない。ただし、貸付金額が150万円未満の者は、第1号により償還するものとする。

一 毎月支給される給料及びその他の給与(以下「給料等」という。)からの元利均等額の控除

二 毎月の給料等並びに6月1日又は12月1日に在職する組合員に支給される期末手当及び勤勉手当又は奨励手当(以下「期末手当等」という。)からのそれぞれ元利均等額の控除

2 前項第1号又は第2号の償還金の額は、貸付金の額及びその償還期間に対応して理事長が別に定める。

3 給与を支給されない等の事情があつて、第1項の規定によつては元利金を組合に償還できない組合員は、理事長が別に定めるところにより、元利金を組合に払い込まなければならない。

4 借受人が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業(これに相当するものとして理事長が認めるものを含み、同法第19条に規定する部分休業を除く。以下この項において同じ。)をしている場合又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市条例第48号)第14条の2の規定により介護休暇(これに相当するものとして理事長が認めるものを含む。以下この項において同じ。)を取得している場合において、第1項の規定による償還の猶予を希望する旨の申出をしたときは、理事長は、前項の規定にかかわらず、当該借受人に係る育児休業の期間の属する月又は介護休暇の開始の日の属する月の翌月から介護休暇の終了の日の属する月の翌月までの償還を猶予することができる。この場合において、当該償還を猶予した月の償還金の償還方法については、理事長が別に定める方法によるものとする。

(償還の開始)

第15条 住宅貸付の元利金の償還の開始は、貸付金を現に借りた月の翌月からとする。

2 災害貸付及び災害追加貸付の元利金の償還の開始は、貸付金を現に借りた月から1年を経過した月の翌月からとする。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する政令で指定された激甚災害により、理事長が指定する地域において、組合員が居住する住宅が滅失した場合にあつては、償還期間外において3年を限度として償還を猶予することができる。この場合において、当該猶予した期間に係る利息は第13条第1項の規定にかかわらず次の各号に掲げる基準利率の区分に応じ、基準利率が改定された日から、当該各号に定める利率とする。

- 一 基準利率が1.0%以下の場合 年0.72%
- 二 基準利率が1.0%を超え1.5%以下の場合 年1.22%
- 三 基準利率が1.5%を超え2.0%以下の場合 年1.72%
- 四 基準利率が2.0%を超え2.5%以下の場合 年2.22%
- 五 基準利率が2.5%を超え3.0%以下の場合 年2.72%
- 六 基準利率が3.0%を超え3.5%以下の場合 年3.22%
- 七 基準利率が3.5%を超え4.0%以下の場合 年3.72%
- 八 基準利率が4.0%を超え4.5%以下の場合 年4.22%
- 九 基準利率が4.5%を超え5.0%以下の場合 年4.72%
- 十 基準利率が5.0%を超える場合 基準利率に0.28%を減じた利率

(随時償還)

第16条 組合員は、貸付金の償還について前2条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより未償還の元利金の一部を組合に償還することができる。

(繰上償還)

第17条 組合員は、貸付金の償還について前3条の規定にかかわらず、未償還の元利金の全部を一時に組合に償還することができる。

(即時償還)

第18条 組合員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事長は、直ちに貸付けを取り消し、当該組合員に対し、未償還元利金の即時償還を命ずるものとする。

- 一 組合員の資格を喪失したとき。
- 二 貸付金で取得した不動産が滅失し又はその大部分が損壊したとき。ただし、災害追加貸付を受ける場合は、この限りでない。
- 三 貸付金で取得した不動産の全部又は一部を理事長の承認を得ないで譲渡又は貸付したとき。
- 四 第9条に規定する期限内に、家屋の新築をしないとき。
- 五 申込みの内容が事実と相違すると認められるとき。
- 六 理事長の定める期限内に、不動産取得又は工事完成の証明をしないとき。
- 七 その他この規則に違反したとき。

2 前項第1号に該当し、組合員であつた者又はその遺族に退職手当が支給される場合には、退職手当から同項の未償還元利金を償還することができる。

3 第1項第3号から第7号までに該当するときは、第13条第1項の規定にかかわらず、貸付けをした月（ただし、第3号の場合は、その事実の日の属する月）にさかのぼり貸付金の利率を年12%とする。

第4章 手続

(貸付けの申込み)

第19条 貸付金を借りようとする組合員は、住宅資金借入申込書（以下「申込書」という。）に次の各号の事項を記載し、理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が必要と認める場合は、その所属する甲類所属所の長（所属所が市一般であるときは、乙類所属所の長。以下同じ。）に提出することができる。

- 一 組合員の所属、補職、職員番号、氏名、生年月日及び申込み月までの組合員期間並びに現住所
- 二 借りようとする貸付金の額及びその償還期間
- 三 給料等からの控除により償還する旨又は給料等及び期末手当等からの控除により償還する旨

四 申込み月の給料支給日における給料の額

五 借入金の使途に関する目的物件及びその価格、相手方、請負人その他借り入れを必要とする具体的な事情

六 貸付金振込先の金融機関の名称及び組合員名義の預金口座番号

2 組合員を直接監督する者及び甲類所属所の長は、前項の規定により受理した申込書の記載事項等に不備がないことを認めるときは、速やかに理事長に送付しなければならない。

(添付書類)

第20条 前条第1項の申込書には、同項第5号の事実を明らかにすることのできる契約書、建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証、登記簿謄本（登記事項証明書を含む。）の写し、借用証書及びその他理事長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(決定及び通知)

第21条 月の20日までに理事長に提出された第19条第1項の申込書及びその添付書類については、理事長の定める手続きにより書類審査をし、必要があるときは実地調査をし、その月の翌月15日までに貸付けの可否又は保留を決定し、組合員にその旨を通知する。

(貸付金の交付)

第22条 組合は、前条の貸付決定をしたのち、貸付金（第11条及び第12条の場合においては未償還元利金を差し引いた金額）を第19条第1項第6号の預金口座へ決定した月の26日に振り込むものとする。この場合において、金融機関の振込手数料を必要とするときは、当該手数料相当額を振込金額から控除する。

第5章 雑則

(債権の保全及び貸付保険)

第23条 借受人は、組合を被保険者とする官公庁等共済組合住宅資金貸付保険（全国市町村職員共済組合連合会貸付債権共同保全事業に関する規則の規定に基づき全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）と損害保険会社との間で契約した保険をいう。）の適用を受けるものとする。

(団体信用生命保険)

第24条 借受人は、団体信用生命保険（全国市町村職員共済組合連合会団体信用生命保険事業に関する規則に基づき連合会が生命保険会社と契約した保険をいう。）の適用を受けることができるものとする。

2 前項の規定による団体信用生命保険の適用を申込み者は、当該保険の保険料の全部又は一部を連合会の理事長が定めるところにより負担しなければならない。

（期日）

第25条 この規則において定められた期日が、日曜日、土曜日、国民の祝日又はその他の休日（以下「休日」という。）にあたるときは、当該期日後の直近の休日でない日とする。

（仮給料）

第26条 一部の所属所に所属する組合員のみが、条例、規則又は規程の改正が遅延し、それらの者の受けるべき給料の額が著しくその他の組合員と均衡を失なうこととなるときは、理事長は期間その他の条件を附してその所属所に所属する組合員の給料をこの規則を適用する場合に限り仮に定めることができる。

第27条 任意継続組合員には、この規則を適用しない。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）である組合員についてこの規則を適用する場合においては、第5条中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（再任用職員として採用された月以後の組合員期間に限る。）」と、第18条第1項第1号中「資格を喪失したとき」とあるのは「資格を喪失したとき又は地方自治法第204条第2項に規定する退職手当若しくはこれに相当する手当の支給を受けたとき」とする。

（委任）

第28条 この規則の書類の様式及びその他この規則の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和63年4月1日（以下「施行日」という。）から施行す

る。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の住宅資金貸付規則（昭和39年名古屋市職員共済組合規則第2号。以下「改正前の規則」という。）により貸付金の借り入れを受けている者については、この規則による改正後の住宅資金貸付規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により受けた者とみなす。この場合において、住宅資金貸付規則の一部を改正する規則（昭和59年名古屋市職員教師組合規則第1号）附則第3項の適用を受けている者の抵当権抹消に要する費用は組合が負担し、その手続きは、理事長が別に定める。
- 3 貸付金の限度額については、改正後の規則第6条の規定にかかわらず、施行日から1年間、改正前の規則第10条及び第31条の規定を適用する。

(貸付金の財源及び借り入れる利率の特例)

- 4 貸付事業の当面の円滑な運営を期するため、第3条の規定にかかわらず、理事長が必要と認める期間においては、貸付金の財源を組合の経過的長期預託金管理経理とすることができる。この場合において、貸付経理において組合の経過的長期預託金管理経理の余裕金を借り入れる場合の利率については、貸付経理において組合の退職等年金預託金管理経理の余裕金を借り入れる場合の利率と同一の率とする。
- 5 返済金融資規則（昭和41年名古屋市職員共済組合規則第5号）の一部を次のように改正する。
- 6 この規則による規定にかかわらず、当分の間貸付を休止する。

[次のよう]略

附 則（平成元年3月18日名古屋市職員共済組合規則第5号）

この規則は、公告の日から施行する。

附 則（平成2年5月9日名古屋市職員共済組合規則第2号）

- 1 この規則は、平成2年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の住宅貸付規則の規定は、施行日以後に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成3年5月15日名古屋市職員共済組合規則第2号）

- 1 この規則は、平成3年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の住宅貸付規則の規定は、施行日以後に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成4年4月1日名古屋市職員共済組合規則第2号）

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の住宅貸付規則の規定は、施行日以後に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成5年1月16日名古屋市職員共済組合規則第1号）

この規則は、平成5年2月1日から施行する。

附 則（平成5年3月25日名古屋市職員共済組合規則第2号）

この規則は、公告の日から施行する。

附 則（平成5年12月20日名古屋市職員共済組合規則第6号）

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成7年3月28日名古屋市職員共済組合規則第1号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年8月28日名古屋市職員共済組合規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行する。
- 2 住宅資金貸付規則（以下「貸付規則」という。）附則第4項の規定は、平成7年10月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた住宅資金の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」とい

う。)が年3.75%以下の間が終了した日の属する月の末日又は貸付規則附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日(以下「特定期間等の終了の日」という。)以前に貸し付けた住宅貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第13条第1項に規定する貸付利率を適用する。

- 4 適用日前に貸し付けた住宅資金の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金(第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。)を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた住宅貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は貸付規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日(以下「改定日等」という。)の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金(第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。)を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた住宅貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金(第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。)を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則 (平成8年3月25日名古屋市職員共済組合規則第2号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日名古屋市職員共済組合規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行する。
（利息等に関する経過措置）
- 2 住宅資金貸付規則（以下「貸付規則」という。）附則第4項の規定は、平成10年4月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた住宅資金の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年3.75%以下の間が終了した日の属する月の末日又は貸付規則附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特定期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた住宅資金貸付に係る特定期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第13条第1項に規定する貸付利率を適用する。
- 4 適用日前に貸し付けた住宅資金の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 適用日から特定期間等の終了の日の間において貸付規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた住宅資金の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は貸付規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る

未償還元金（第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた住宅資金の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（平成11年3月19日 名古屋市職員共済組合規則第1号）
（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行する。
（利息等に関する経過措置）
- 2 住宅資金貸付規則（以下「貸付規則」という。）附則第4項の規定は、平成11年4月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた住宅資金の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年3.75%以下の間が終了した日の属する月の末日又は貸付規則附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特定期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた住宅貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第13条第1項に規定する貸付利率を適用する。
- 4 適用日前に貸し付けた住宅資金の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来す

る償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた住宅資金の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は貸付規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた住宅資金の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（平成12年12月28日名古屋市職員共済組合規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行する。
（利息等に関する経過措置）
- 2 改正後の住宅資金貸付規則（以下「貸付規則」という。）附則第4項の規定は、貸付規則の施行の日（以下「施行の日」という。）前に貸し付けた住宅資金の貸付に係る施行の日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、施行の日前に到来する償

還期日における利息については、なお従前の例による。

- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年3.75%以下の間が終了した日の属する月の末日又は貸付規則附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特定期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた住宅資金の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第13条第1項に規定する貸付利率を適用する。
- 4 施行の日前に貸し付けた住宅資金の貸付の貸付金に係る施行の日以後に到来する償還期日における償還額は、施行の日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を施行の日に貸し付け、施行の日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で施行の日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 施行の日から特例期間等の終了の日の間において貸付規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた住宅資金の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は貸付規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた住宅資金の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の

終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（平成13年4月13日名古屋市職員共済組合規則第1号）

この規則は、公告の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成13年7月2日名古屋市職員共済組合規則第3号）

- 1 この規則は、公告の日から施行する。
- 2 改正後の住宅資金貸付規則及び貸付金規則の規定は、平成14年4月1日以後の決定にかかる貸付金について適用し、同日以前の決定にかかる貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月19日名古屋市職員共済組合規則第6号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月13日名古屋市職員共済組合規則第7号）

この規則は、公告の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日名古屋市職員共済組合規則第4号）

この規則は、公告の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日名古屋市職員共済組合規則第1号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の住宅資金貸付規則第12条の2及び第18条の2の規定は、平成17年8月16日以降に貸付けの可否又は留保を決定する貸付金に適用し、同日前に貸付けの可否又は留保を決定する貸付金及び返済金融資規則（昭和41年5月14日名古屋市職員共済組合規則第5号）による貸付金についてはなお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日名古屋市職員共済組合規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行し、平成17年11月10日から適用する。

（利息等に関する経過措置）

- 2 平成17年度から平成20年度までの各年度における第13条第1項の適用については、第13条第1項中「年3.46%」とあるのは「年3.46%（平成17年度にあつては年2.26%、平成18年度にあつては年2.56%、平成19年度にあつては年2.86%、平成20年度にあつては年3.26%）」と、「年3.2%」とあるのは「年3.2%（平成17年度にあつては年2.0%、平成18年度にあつては年2.3%、平成19年度にあつては年2.6%、平成20年度にあつては年3.0%）」とする。

附 則（平成19年3月30日名古屋市職員共済組合規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日名古屋市職員共済組合規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行し、平成20年1月1日から適用する。
（改正附則の一部改正）
- 2 住宅資金貸付規則の一部を改正する規則（平成18年3月31日名古屋市職員共済組合規則第3号）附則第3項から第10項までを削る。
（利息に関する経過措置）
- 3 平成20年1月1日から平成20年6月30日までの間における附則第4項の規定の適用については、同項第1号中「2.4%」とあるのは「2.2%」と、「3.2%」とあるのは「2.6%」とし、同項第2号中「2.4%」とあるのは「2.2%」と、「2.66%」とあるのは「2.46%」とする。
- 4 平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間における附則第4項の規定の適用については、同項第1号中「3.2%」とあるのは「3.0%」とする。
- 5 改正後の住宅資金貸付規則（以下「改正後規則」という。）附則第4項の規定は、平成20年1月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた住宅資金の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 6 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和

26年法律第100号)第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの(以下「財政融資資金利率」という。)が年3.2%を下回っている間が終了した日の属する月の末日又は改正後規則附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日(以下「特例期間等の終了の日」という。)以前に貸し付けた住宅資金の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第13条第1項に規定する貸付利率を適用する。

7 適用日前に貸し付けた住宅資金の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金(第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。)を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

8 適用日から特例期間等の終了の日の間において改正後規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた住宅資金の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は改正後規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日(以下「改定日等」という。)の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金にかかる未償還元金(第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。)を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

9 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた住宅資金の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金(第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。)を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額と

し、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（平成 22 年 6 月 28 日名古屋市職員共済組合規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行し、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。
（利息等に関する経過措置）
- 2 改正後の住宅資金貸付規則（以下「改正後規則」という。）附則第 4 項の規定は、平成 22 年 7 月 1 日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた住宅資金の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）附則第 3 条の 2 に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和 26 年法律第 100 号）第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が 10 年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年 4.1% を下回っている間が終了した日の属する月の末日又は改正後規則附則第 4 項に規定する当該末日の翌日以後 3 月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた住宅資金の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第 13 条第 1 項に規定する貸付利率を適用する。
- 4 適用日前に貸し付けた住宅資金の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第 18 条第 1 項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において改正後規則附則第 4 項各号に掲げる区分に応じた住宅資金の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は改正後規則附則第 4 項に規定する当該改定された日以後 3 月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に

到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金にかかる未償還元金（第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた住宅資金の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（平成23年3月31日名古屋市職員共済組合規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行前の申込みに対する貸付は、平成23年4月26日の貸付をもって休止し、施行日前に貸し付けた借受人の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年11月21日名古屋市職員共済組合規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の住宅貸付規則の規定は、第23条及び第24条の改正規定を除き、施行日以後に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月30日名古屋市職員共済組合規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

(利息等に関する経過措置)

- 2 改正後の住宅資金貸付規則（以下「改正後規則」という。）附則第4項の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた住宅資金の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年4.2%を下回っている間が終了した日の属する月の末日又は改正後規則附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた住宅資金の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第13条第1項に規定する貸付利率を適用する。
- 4 適用日前に貸し付けた住宅資金の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において改正後規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた住宅資金の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は改正後規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金にかかる未償還元金（第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定め

る金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた住宅資金の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（平成30年1月1日名古屋市職員共済組合規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行し、平成30年1月1日から適用する。
（利息等に関する経過措置）
- 2 改正後の住宅資金貸付規則第13条第1項及び第15条第2項の規定は、平成30年1月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 適用日前に貸し付けた貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（令和2年3月31日名古屋市職員共済組合規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

組 合 員 期 間	月 数
組合員期間1年以上6年未満	7月
組合員期間6年以上11年未満	15月
組合員期間11年以上16年未満	22月
組合員期間16年以上20年未満	28月
組合員期間20年以上25年未満	43月
組合員期間25年以上30年未満	60月
組合員期間30年以上	69月